

佐賀県告示第 458 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 29 年 6 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
医療法人昭和会高原内科クリニック	武雄市武雄町大字昭和 158 番地	平成 29 年 1 月 1 日
医療法人孟子会ひろおか内科・脳神経クリニック	小城市三日月町久米 1295 番地 2	〃
満岡内科クリニック	佐賀市大和町大字尼寺 848 番地 11	〃
ハート薬局嘉瀬町店	佐賀市嘉瀬町扇町 2379 - 1	〃